

令和元年度

教育委員会定例会  
(6月)

令和元年6月12日(水)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日時 令和元年6月12日（水） 午後3時  
場所 教育長室

## 1 開 会

## 2 前回議事録の承認

## 3 教育長及び委員の報告

## 4 議 事

- (1) 議案第6号 鹿屋市立学校施設使用料条例の一部改正について (P 3)
- (2) 議案第7号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について (P 6)
- (3) 議案第8号 鹿屋市公民館条例の一部改正について (P 9)
- (4) 議案第9号 鹿屋市学習等供用施設条例の一部改正について (P 15)
- (5) 議案第10号 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部改正について (P 20)
- (6) 議案第11号 鹿屋市校区公民館条例の一部改正について (P 24)
- (7) 議案第12号 鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部改正について (P 27)
- (8) 議案第13号 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部改正について (P 31)
- (9) 議案第14号 鹿屋市文化会館条例の一部改正について (P 38)
- (10) 議案第15号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について (P 43)
- (11) 議案第16号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (P 46)
- (12) 議案第17号 鹿屋市指定文化財「諏訪両神社の古木」（もみの木）の一部解除について (P 51)

## 5 報 告

- (1) 鹿屋市教育振興基本計画の策定について (別紙)
- (2) 鹿屋市生涯学習基本構想の策定について (別紙)
- (3) 高須地区住民との意見交換会の実施について (P 54)
- (4) 串良地区公民館のあり方について (P 56)
- (5) 南部学校給食センター及び鹿屋東中学校給食調理業務等委託契約の方針について (P 57)
- (6) 鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について (P 58)
- (7) 鹿屋市中学生海外研修事業実施要領の一部改正について (P 73)

## 6 動議の討論等

## 7 その他

## 8 閉 会

議案第6号

鹿屋市立学校施設使用料条例の一部改正について

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

議案第 38 号

鹿屋市立学校施設使用料条例の一部改正について

鹿屋市立学校施設使用料条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 14 日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

鹿屋市立学校施設使用料条例（平成 18 年鹿屋市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

別表中「540 円」を「550 円」に、「870 円」を「880 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「1,730 円」を「1,760 円」に、「1,300 円」を「1,320 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に、「3,460 円」を「3,520 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「2,700 円」を「2,750 円」に、「3,890 円」を「3,960 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市立学校施設使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
施設名	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	施設名	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
教室（1室につき）	440円	<u>550</u> 円	<u>880</u> 円	教室（1室につき）	440円	<u>540</u> 円	<u>870</u> 円
屋内運動場（500平方メートル未満）	<u>880</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>1,760</u> 円	屋内運動場（500平方メートル未満）	<u>870</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>1,730</u> 円
屋内運動場 （500平方メートル以上 1,000平方メートル未満）	<u>1,320</u> 円	<u>1,650</u> 円	<u>3,520</u> 円	屋内運動場 （500平方メートル以上 1,000平方メートル未満）	<u>1,300</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>3,460</u> 円
屋内運動場 （1,000平方メートル以上）	<u>2,200</u> 円	<u>2,750</u> 円	<u>3,960</u> 円	屋内運動場 （1,000平方メートル以上）	<u>2,160</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>3,890</u> 円
屋外運動場	440円	<u>550</u> 円	<u>550</u> 円	屋外運動場	440円	<u>540</u> 円	<u>540</u> 円
	照明灯を使用する場合は、使用料に1時間につき、320円を加算する。				照明灯を使用する場合は、使用料に1時間につき、320円を加算する。		

議案第7号

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

## 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則(平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表市内小中学校及び鹿屋女子高等学校の項金額の欄中「650 円」を「660 円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					改正前				
○鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 38 号 別表（第 13 条関係）					○鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 38 号 別表（第 13 条関係）				
学校名	施設名	規模	単位	金額	学校名	施設名	規模	単位	金額
市内小中学校及び鹿屋女子高等学校	屋内運動場	500 平方メートル未満	1	320 円	市内小中学校及び鹿屋女子高等学校	屋内運動場	500 平方メートル未満	1	320 円
		500 平方メートル以上	1	<u>660 円</u>			500 平方メートル以上	1	<u>650 円</u>
	屋外運動場（照明灯を使用する場合に限る。）	1	970 円	屋外運動場（照明灯を使用する場合に限る。）		1		970 円	
備考 使用時間は、3 時間を 1 単位とし、3 時間未満の使用については、1 単位とみなす。					備考 使用時間は、3 時間を 1 単位とし、3 時間未満の使用については、1 単位とみなす。				

議案第8号

鹿屋市公民館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

議案第39号

鹿屋市公民館条例の一部改正について  
鹿屋市公民館条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市公民館条例の一部を改正する条例  
鹿屋市公民館条例（平成18年鹿屋市条例第196号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 鹿屋市中央公民館及び鹿屋市花岡地区公民館の使用料

区分	施設	使用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
鹿屋市中央公民館	集会室		1,210円	1,650円	1,980円
	第1講座室		690円	930円	1,150円
	第2講座室		690円	930円	1,150円
	第3講座室		930円	1,150円	1,390円
	調理実習室		1,150円	1,390円	1,730円
	視聴覚室		930円	1,150円	1,390円
	和室		930円	1,150円	1,390円
	レクリエーション室		930円	1,150円	1,390円
	工芸室		930円	1,150円	1,390円
	アトリエ		690円	930円	1,150円
鹿屋市花岡地区公民館	会議室		470円	690円	930円
	学習室		340円	470円	570円
	和室		340円	470円	570円
	調理室		440円	550円	660円
備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。					

2 鹿屋市串良公民館別館大ホールの使用料

区分	使用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
別館大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	4,320円	6,480円	8,640円
		土・日・休日	5,400円	7,560円	10,800円
	入場料を徴収する場合	平日	8,640円	13,040円	17,320円
		土・日・休日	10,800円	16,200円	22,720円
備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。 2 使用時間は準備及び片付けに要する時間を含むものとする。 3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。					

- 4 冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 入場料を徴収する場合とは、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催物のことをいう。

陶芸館	区分	素焼き	本焼き
	自主グループ	2,620円	5,240円
	家庭教育学級生涯学習講座	2,090円	4,190円

### 3 鹿屋市串良公民館の使用料（別館大ホールを除く。）

区分	午前8時30分から正午まで		正午から午後5時まで		午後5時から午後10時まで	
	公民館	分館	公民館	分館	公民館	分館
会議室	560円	330円	670円	450円	1,010円	670円
会議室を間仕切りした場合	450円		560円		900円	
生活文化室（和室）	560円	330円	670円	450円	1,010円	670円
生活文化室を間仕切りした場合	450円		560円		860円	
講座室	330円	220円	450円	330円	760円	450円
生活研修室	760円	450円	860円	560円	1,070円	860円
長寿室	330円		450円		760円	
婦人室	330円		450円		760円	
備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。						

#### 附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の鹿屋市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
○鹿屋市公民館条例 平成18年1月1日条例第196号 別表（第11条関係）					○鹿屋市公民館条例 平成18年1月1日条例第196号 別表（第11条関係）				
1 鹿屋市中央公民館及び鹿屋市花岡地区公民館の使用料					1 鹿屋市中央公民館及び鹿屋市花岡地区公民館の使用料				
区分	施設	使用時間 午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	区分	施設	使用時間 午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
鹿屋市	集会室	1,210円	1,650円	1,980円	鹿屋市	集会室	1,190円	1,620円	1,950円
中央公	第1講座室	690円	930円	1,150円	中央公	第1講座室	650円	870円	1,080円
民館	第2講座室	690円	930円	1,150円	民館	第2講座室	650円	870円	1,080円
	第3講座室	930円	1,150円	1,390円		第3講座室	870円	1,080円	1,300円
	調理実習室	1,150円	1,390円	1,730円		調理実習室	1,080円	1,300円	1,620円
	視聴覚室	930円	1,150円	1,390円		視聴覚室	870円	1,080円	1,300円
	和室	930円	1,150円	1,390円		和室	870円	1,080円	1,300円
	レクリエーション室	930円	1,150円	1,390円		レクリエーション室	870円	1,080円	1,300円
	工芸室	930円	1,150円	1,390円		工芸室	870円	1,080円	1,300円
	アトリエ	690円	930円	1,150円		アトリエ	650円	870円	1,080円
鹿屋市	会議室	470円	690円	930円	鹿屋市	会議室	440円	650円	870円
花岡地	学習室	340円	470円	570円	花岡地	学習室	320円	440円	540円
区公民	和室	340円	470円	570円	区公民	和室	320円	440円	540円
館	調理室	440円	550円	660円	館	調理室	440円	540円	650円
備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合 の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算し た額とする。					備考 入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合は、使用料 の50パーセントに相当する額を加算する。				
2 鹿屋市串良公民館別館大ホールの使用料					2 鹿屋市串良公民館別館大ホールの使用料				

改正後			
区分	使用時間	午前8時30分から	正午から午後5時
		正午まで	まで
		午後5時から午後	10時まで
別館	入場料	平日	4,320円
大ホール	を徴収しない場合	土・日・休日	5,400円
別館	入場料	平日	8,640円
大ホール	を徴収する場合	土・日・休日	10,800円
別館	入場料	平日	13,040円
大ホール	を徴収する場合	土・日・休日	16,200円
別館	入場料	平日	17,320円
大ホール	を徴収する場合	土・日・休日	22,720円
備考1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。			
2 使用時間は準備及び片付けに要する時間を含むものとする。			
3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。			
4 冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。			
5 入場料を徴収する場合とは、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催物のことをいう。			
陶芸館	区分	素焼き	本焼き
	自主グループ	2,620円	5,240円
	家庭教育学級生涯学習講座	2,090円	4,190円

改正前						
区分	使用時間	午前8時	正午から	午後5時	午前8時	正午から
		30分から	午後5時	から午後	30分から	午後10時
		正午まで	まで	10時まで	午後5時	まで
				午後10時	まで	
別館	入場料	平日	4,240円	6,360円	8,480円	10,600円
大ホール	を徴収しない場合	市の休日	5,300円	7,420円	10,600円	12,800円
別館	入場料	平日	8,480円	12,800円	17,000円	21,200円
大ホール	を徴収する場合	市の休日	10,600円	15,900円	22,300円	27,600円
別館	入場料	平日	12,800円	17,000円	21,200円	29,700円
大ホール	を徴収する場合	市の休日	15,900円	22,300円	27,600円	38,200円
別館	入場料	平日	17,000円	21,200円	29,700円	38,200円
大ホール	を徴収する場合	市の休日	22,300円	27,600円	38,200円	48,800円
備考1 本市住民及び本市に主たる事務所（本部又は本店）を有する団体以外の者が使用する場合の使用料は、上表の額に3割を乗じて得た額を加算した額とする。						
2 使用時間は、準備及び後かたづけに要する時間を含むものとする。						
3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。						
4 冷暖房を使用するときは、次の使用料を加算する。						
		区分	基本料金	1時間当たり		
		大ホール	2,650円	1,590円		
5 入場料を徴収する場合とは、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催し物のことをいう。						
陶芸館	区分	素焼き	本焼き			
	自主グループ	2,580円	5,150円			
	家庭教育学級生涯学習講座	2,060円	4,120円			

改正後

3 鹿屋市串良公民館の使用料（別館大ホールを除く。）

区分	午前8時30分から 正午まで		正午から午後5時 まで		午後5時から午後 10時まで	
	公民館	分館	公民館	分館	公民館	分館
	会議室	560円	330円	670円	450円	1,010円
会議室を間仕切り した場合	450円		560円		900円	
生活文化室(和室)	560円	330円	670円	450円	1,010円	670円
生活文化室を間仕 切りした場合	450円		560円		860円	
講座室	330円	220円	450円	330円	760円	450円
生活研修室	760円	450円	860円	560円	1,070円	860円
長寿室	330円		450円		760円	
婦人室	330円		450円		760円	

備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合  
の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算し  
た額とする。

改正前

3 鹿屋市串良公民館の使用料（別館大ホールを除く。）

区分	午前8時30分から 正午まで		正午から午後5時 まで		午後5時から午後 10時まで	
	公民館	分館	公民館	分館	公民館	分館
	会議室	530円	310円	630円	430円	950円
会議室を間仕切り した場合	430円		530円		850円	
生活文化室(和室)	530円	310円	630円	430円	950円	630円
生活文化室を間仕 切りした場合	430円		530円		850円	
講座室	310円	210円	430円	310円	750円	430円
生活研修室	750円	430円	850円	530円	1,060円	850円
実験実習室	630円		750円		1,060円	
視聴覚室	530円		630円		950円	
ロビー	530円	310円	630円	430円	950円	630円
その他	310円	210円	430円	310円	750円	430円

備考1 許可時間を延長し、各区分の時間帯を超過した場合の使用料は、  
超過1時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）につき210  
円増

2 催事等で入場料（整理料、清掃料等入場料に類似するものを含む。）  
等を徴収して使用する場合

(1) 入場料等1人100円未満のとき 2倍

(2) 入場料等1人100円以上のとき 3倍

3 冷房、暖房を使用する場合 1割増

4 使用者が市外居住者である場合 2倍

議案第9号

鹿屋市学習等供用施設条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

議案第40号

鹿屋市学習等供用施設条例の一部改正について  
鹿屋市学習等供用施設条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市学習等供用施設条例の一部を改正する条例  
鹿屋市学習等供用施設条例（平成18年鹿屋市条例第197号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設		使用時間	午前 8 時 30 分 から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
鹿屋市高須地区学習センター	集会室		570円	810円	1,150円
	学習室		340円	470円	570円
	和室		340円	470円	570円
	調理実習室		440円	550円	660円
鹿屋市大始良地区学習センター	集会室		570円	810円	1,150円
	学習室		340円	470円	570円
	和室		470円	570円	690円
	調理実習室		550円	660円	770円
鹿屋市田崎地区学習センター	集会室		570円	810円	1,150円
	学習室		340円	470円	570円
	和室		470円	570円	690円
	調理実習室(加工室)	1時間当たり	440円		
鹿屋市西原地区学習センター	集会室		570円	810円	1,150円
	学習室		340円	470円	570円
	和室		470円	570円	690円
	調理実習室(加工室)	1時間当たり	440円		
鹿屋市東地区学習センター	集会室		660円	980円	1,320円
	学習室①		340円	470円	570円
	学習室②		340円	470円	570円
	和室		470円	570円	690円
	調理実習室		570円	690円	810円
備考 1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。					
2 鹿屋市東地区学習センターの集会室（以下「集会室」という。）は、2分の1に区切って使用できるものとし、集会室の2分の1の部分の使用料は、使用時間の区分に応じて定める集会室の使用料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。					

## 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市学習等供用施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### (提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市学習等供用施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
○鹿屋市学習等供用施設条例 平成18年1月1日条例第197号					○鹿屋市学習等供用施設条例 平成18年1月1日条例第197号				
<u>別表（第9条関係）</u>					<u>別表（第9条関係）</u>				
施設	使用時間	使用時間			施設	使用時間	使用時間		
		午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時か ら午後10時 まで			午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
鹿屋市高須地区学習センター	集会室	570円	810円	1,150円	鹿屋市高須地区学習センター	集会室	440円	540円	760円
	学習室	340円	470円	570円		学習室	320円	440円	540円
	和室	340円	470円	570円		和室	320円	440円	540円
	調理実習室	440円	550円	660円		調理実習室	440円	540円	650円
鹿屋市大始良地区学習センター	集会室	570円	810円	1,150円	鹿屋市大始良地区学習センター	集会室	540円	760円	1,080円
	学習室	340円	470円	570円		学習室	320円	440円	540円
	和室	470円	570円	690円		和室	440円	540円	650円
	調理実習室	550円	660円	770円		調理実習室	540円	650円	760円
鹿屋市田崎地区学習センター	集会室	570円	810円	1,150円	鹿屋市田崎地区学習センター	集会室	540円	760円	1,080円
	学習室	340円	470円	570円		学習室	320円	440円	540円
	和室	470円	570円	690円		和室	440円	540円	650円
	調理実習室 (加工室)	1時間当たり		440円		調理実習室	1時間当たり		420円

鹿屋市西原地区学習センター	集会室	570円	810円	1,150円
	学習室	340円	470円	570円
	和室	470円	570円	690円
	調理実習室(加工室)	1時間当たり		440円
鹿屋市東地区学習センター	集会室	660円	980円	1,320円
	学習室①	340円	470円	570円
	学習室②	340円	470円	570円
	和室	470円	570円	690円
	調理実習室	570円	690円	810円

備考1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

2 鹿屋東地区学習センターの集会室(以下「集会室」という。)は、2分の1に区切って使用できるものとし、集会室の2分の1の部分の使用料は、使用時間の区分に応じて定める集会室の使用料の額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

鹿屋市西原地区学習センター	集会室	540円	760円	1,080円
	学習室	320円	440円	540円
	和室	440円	540円	650円
	調理実習室	1時間当たり		420円
鹿屋市東地区学習センター	集会室	650円	970円	1,300円
	学習室①	320円	440円	540円
	学習室②	320円	440円	540円
	和室	440円	540円	650円
	調理実習室	540円	650円	760円

備考 鹿屋市東地区学習センターの集会室(以下「集会室」という。)は、2分の1又は3分の1に区切って使用できるものとし、集会室の2分の1の部分の使用料については、使用時間の区分に応じて定める集会室の使用料の額に2分の1を、集会室の3分の1の部分の使用料については、使用時間の区分に応じて定める集会室の使用料の額に3分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

議案第10号

鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

## 議案第41号

鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部改正について  
鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部を改正する条例  
鹿屋市高隈地区交流促進センター条例(平成18年鹿屋市条例第198号)の一部を次のように改正する。  
別表第1項を次のように改める。

### 1 交流促進センターの施設(屋内運動場及び屋外運動場を除く。)の使用料

使用時間 施設	午前8時30分から正 午まで	正午から午後5時ま で	午後5時から午後10 時まで
交流促進室	570円	810円	1,150円
生涯学習室	470円	570円	690円
調理室	450円	570円	660円
備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、 上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。			

別表第2項中「440円」を「470円」に、「650円」を「690円」に、「870円」を「930円」に、「1,080円」を「1,150円」に、「2,160円」を「2,310円」に、「970円」を「1,030円」に、「2,700円」を「2,880円」に、「4,320円」を「4,620円」に改め、同表第3項中「320円」を「330円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### (提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市高隈地区交流促進センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前				
○鹿屋市高隈地区交流促進センター条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 198 号				○鹿屋市高隈地区交流促進センター条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 198 号				
別表 (第 9 条関係)				別表 (第 9 条関係)				
<u>1 交流促進センターの施設 (屋内運動場及び屋外運動場を除く。) の使用料</u>				<u>1 交流促進センターの施設 (屋内運動場及び屋外運動場を除く。) の使用料</u>				
<u>施設</u>	<u>使用時間</u>	<u>午前 8 時 30 分から 正午まで</u>	<u>正午から午後 5 時 まで</u>	<u>施設</u>	<u>使用時間</u>	<u>午前 8 時 30 分から 正午まで</u>	<u>正午から午後 5 時 まで</u>	<u>午後 5 時から午後 10 時まで</u>
交流促進室		570 円	810 円	交流促進室		540 円	760 円	1,080 円
生涯学習室		470 円	570 円	生涯学習室		440 円	540 円	650 円
調理室		450 円	570 円	調理室		440 円	540 円	650 円
<u>備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に 50 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>				<u>備考 入場料又は会費その他これらに類する金銭を徴収する場合は、使用料の 50 パーセントに相当する額を加算する。</u>				
2 屋内運動場の使用料				2 屋内運動場の使用料				
(1) 専用使用				(1) 専用使用				
区分	時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 10 時まで 1 時間につき	区分	時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 10 時まで 1 時間につき	
入場料を徴収するとき	社会体育等に使用するとき	470 円	690 円	入場料を徴収するとき	社会体育等に使用するとき	440 円	650 円	

改正後				改正前			
しない 場合	文化的催物に使用 するとき	<u>690 円</u>	<u>930 円</u>	徴収 しない 場 合	文化的催物に使用 するとき	<u>650 円</u>	<u>870 円</u>
	その他の場合	<u>1,150 円</u>	<u>2,310 円</u>		その他の場合	<u>1,080 円</u>	<u>2,160 円</u>
入場料 を徴収 する場 合	社会体育等に使用 するとき	<u>690 円</u>	<u>1,030 円</u>	入場 料を 徴収 する 場 合	社会体育等に使用 するとき	<u>650 円</u>	<u>970 円</u>
	文化的催物に使用 するとき	<u>1,150 円</u>	<u>2,310 円</u>		文化的催物に使用 するとき	<u>1,080 円</u>	<u>2,160 円</u>
	その他の場合	<u>2,880 円</u>	<u>4,620 円</u>		その他の場合	<u>2,700 円</u>	<u>4,320 円</u>

(2) 一部使用

区分	時間	午前8時30分から午後5 時まで	午後5時から午後10時ま で
	小・中・高校の児童生徒		1人につき 20 円
一般		1人につき 40 円	1人につき 60 円

(2) 一部使用

区分	時間	午前8時30分から午後5 時まで	午後5時から午後10時ま で
	小・中・高校の児童生徒		1人につき 20 円
一般		1人につき 40 円	1人につき 60 円

3 屋外運動場の使用料

区分	使用料
照明灯を使用する場合	1時間につき <u>330 円</u>

3 屋外運動場の使用料

区分	使用料
照明灯を使用する場合	1時間につき <u>320 円</u>

議案第11号

鹿屋市校区公民館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

議案第42号

鹿屋市校区公民館条例の一部改正について  
鹿屋市校区公民館条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市校区公民館条例の一部を改正する条例  
鹿屋市校区公民館条例（平成18年鹿屋市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 校区公民館使用料

区分	使用時間 午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで
大会議室	570円	570円	1,150円
高齢者・婦人研修室	230円	230円	340円
青少年研修室	230円	230円	340円
調理実習室	230円	230円	340円
図書室・小会議室	230円	230円	340円

備考1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

2 商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2項中「650円」を「670円」に、「320円」を「330円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市校区公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市校区公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前				
○鹿屋市校区公民館条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 201 号				○鹿屋市校区公民館条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 201 号				
別表 (第 9 条関係)				別表 (第 9 条関係)				
<u>1 校区公民館使用料</u>				<u>1 校区公民館使用料</u>				
	<u>時間</u>	<u>午前 8 時 30 分から正午まで</u>	<u>正午から午後 5 時まで</u>	<u>時間</u>	<u>午前 8 時 30 分から正午まで</u>	<u>正午から午後 5 時まで</u>	<u>午後 5 時から午後 7 時まで</u>	<u>午後 7 時から午後 10 時まで</u>
<u>部屋</u>				<u>部屋</u>				
<u>大会議室</u>		<u>570 円</u>	<u>570 円</u>	<u>大会議室</u>	<u>540 円</u>	<u>540 円</u>	<u>1,080 円</u>	<u>1,080 円</u>
<u>高齢者・婦人研修室</u>		<u>230 円</u>	<u>230 円</u>	<u>高齢者・婦人研修室</u>	<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	<u>320 円</u>	<u>320 円</u>
<u>青少年研修室</u>		<u>230 円</u>	<u>230 円</u>	<u>青少年研修室</u>	<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	<u>320 円</u>	<u>320 円</u>
<u>調理実習室</u>		<u>230 円</u>	<u>230 円</u>	<u>調理実習室</u>	<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	<u>320 円</u>	<u>320 円</u>
<u>図書室・小会議室</u>		<u>230 円</u>	<u>230 円</u>	<u>図書室・小会議室</u>	<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	<u>320 円</u>	<u>320 円</u>
<u>備考 1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に 50 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>				<u>備考 入場料を徴収する場合又は物品展示、販売等営利を目的とするものの使用料は、倍額とする。</u>				
<u>2 商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に 100 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>								
2 屋外照明施設使用料				2 屋外照明施設使用料				
	<u>区 分</u>	<u>1 時間以内</u>	<u>1 時間を超える場合の加算額</u>		<u>区 分</u>	<u>1 時間以内</u>	<u>1 時間を超える場合の加算額</u>	
	<u>鹿屋市平南校区公民館広場照明施設</u>	<u>670 円</u>	<u>30 分ごとに 330 円</u>		<u>鹿屋市平南校区公民館広場照明施設</u>	<u>650 円</u>	<u>30 分ごとに 320 円</u>	

議案第12号

鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

議案第43号

鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部改正について  
鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
鹿屋市輝北コミュニティセンター条例(平成18年鹿屋市条例第202号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

施設	使用時間 午前8時30分から正 午まで	正午から午後5時ま で	午後5時から午後10 時まで
大ホール	570円	570円	1,150円
生活改善実習室	230円	230円	340円
高齢者研修室	230円	230円	340円
婦人研修室	230円	230円	340円
第1会議室	230円	230円	340円
第2会議室	230円	230円	340円
視聴覚室	440円	470円	550円

備考1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。  
2 物品展示、販売等営利を目的とする場合の使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。  
3 大ホールを利用するとき、冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市輝北コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前							
○鹿屋市輝北コミュニティセンター条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 202 号				○鹿屋市輝北コミュニティセンター条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 202 号							
<u>別表 (第 9 条関係)</u>				<u>別表 (第 9 条関係)</u> <u>鹿屋市輝北コミュニティセンター使用料</u>							
<u>施設</u>	<u>使用時間</u>	<u>午前 8 時 30 分から正午まで</u>	<u>正午から午後 5 時まで</u>	<u>使用時間</u>	<u>午前 8 時 30 分から正午まで</u>	<u>正午から午後 5 時まで</u>	<u>午後 5 時から午後 7 時まで</u>	<u>午後 7 時から午後 10 時まで</u>	<u>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</u>	<u>正午から午後 10 時まで</u>	<u>午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</u>
大ホール		570 円	570 円	大ホール	540 円	540 円	1,080 円	1,080 円	1,080 円	2,700 円	3,240 円
生活改善実習室		230 円	230 円	生活改善実習室	220 円	220 円	320 円	320 円	440 円	870 円	1,080 円
高齢者研修室		230 円	230 円	高齢者研修室	220 円	220 円	320 円	320 円	440 円	870 円	1,080 円
婦人研修室		230 円	230 円	婦人研修室	220 円	220 円	320 円	320 円	440 円	870 円	1,080 円
第 1 会議室		230 円	230 円	第 1 会議室	220 円	220 円	320 円	320 円	440 円	870 円	1,080 円
第 2 会議室		230 円	230 円								
視聴覚室		440 円	470 円								
備考 1 <u>入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に 50 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>											
2 <u>物品展示、販売等営利を目的とする場合の使用料は、上表に掲げる使用料に 100 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>											
3 <u>大ホールを利用するとき、冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に</u>											

改正後	改正前							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <u>揚げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u> </div>	<u>第2会議室</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>440円</u>	<u>870円</u>	<u>1,080円</u>
	<u>グループ研修室</u>							
	<u>視聴覚室</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>870円</u>	<u>1,520円</u>	<u>1,950円</u>
	<u>農林研究室</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>160円</u>	<u>220円</u>	<u>440円</u>	<u>540円</u>
	<u>青少年研修室</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>160円</u>	<u>160円</u>	<u>220円</u>	<u>440円</u>	<u>540円</u>
	<u>備考</u>	<p><u>1 入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合又は物品展示、販売等営利を目的にする場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。</u></p> <p><u>2 冷暖房料金（1時間当たり）</u></p> <p><u>ア ホール 540円</u></p> <p><u>イ 高齢者、婦人、第1、第2、視聴覚室 各320円</u></p> <p><u>ウ 農林、青少年、健康相談室 各220円</u></p> <p><u>3 ガス使用料1回につき320円（午前、午後、夜間を各1回とみなす。）</u></p>						

議案第13号

鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部改正について  
鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部を改正する条例

鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例（平成18年鹿屋市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの部専用使用の款入場料を徴収しない場合の項中「320円」を「340円」に、「440円」を「470円」に、「650円」を「660円」に、「760円」を「810円」に、「1,080円」を「1,150円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に改め、同表ステージの部中「650円」を「690円」に、「870円」を「930円」に、「1,080円」を「1,150円」に改め、同表備考を次のように改める。

- 備考1 1時間当たりをもって使用料を算定する場合においては、同一使用時間帯区分における定額使用料の額と比較して、いずれか低い額を使用料の額とする。
- 2 2以上の使用時間帯区分にわたるときは、それぞれの使用料の額を合算する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。また、1時間に満たない端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 4 入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、整理料を徴収する場合その他これらに準ずる場合）は、入場料を徴収するとみなして、使用料を徴収する。商業宣伝その他営利等を目的とする催物を行うときも同様とする。これらの場合におけるステージの使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。ただし、会費を徴収する団体であっても自らの健康増進及び教養を高めることを目的とする市民による同好会組織については、この限りでない。
- 5 ホールは、2分の1に区切って使用できるものとし、使用時間の区分に応じて定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

使用時間 区分	午前 8 時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 8 時30分 から午後10時 まで
婦人研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
高齢者研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
青年研修室	570円	810円	1,150円	2,310円
大会議室兼視聴 覚室	2,310円	3,240円	4,620円	9,240円
中会議室	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
小会議室	570円	810円	1,150円	2,310円
講座室	570円	810円	1,150円	2,310円
調理室	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
ふれあいルーム	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円

備考1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

2 商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前										
○鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例 平成 18 年 1 月 1 日 条例第 203 号 別表第 1 (第 10 条関係)					○鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例 平成 18 年 1 月 1 日 条例第 203 号 別表第 1 (第 10 条関係)										
区分		使用時間			午前 8 時 30 分から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	区分		午前 8 時 30 分から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで			
大ホール	専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場 合	小中高児童生徒	(110 円) <u>340 円</u>	(110 円) <u>470 円</u>	(110 円) <u>660 円</u>	大ホール	専用使用	入場料を徴収しない場 合	アマチュアスポーツに使用 する場 合	小中高児童生徒	(110 円) <u>320 円</u>	(110 円) <u>440 円</u>	(110 円) <u>650 円</u>
				一般社会人	(340 円) <u>810 円</u>	(340 円) <u>1,150 円</u>	(660 円) <u>2,200 円</u>					一般社会人	(320 円) <u>760 円</u>	(320 円) <u>1,080 円</u>	(650 円) <u>2,160 円</u>
			文化的催物に使用する場 合		<u>2,200 円</u>	<u>3,300 円</u>	<u>4,400 円</u>	文化的催物に使用 する場 合		<u>2,160 円</u>	<u>3,240 円</u>	<u>4,320 円</u>			
		その他の場合		<u>5,500 円</u>	<u>7,700 円</u>	<u>11,000 円</u>	その他の場合		<u>5,400 円</u>	<u>7,560 円</u>	<u>10,800 円</u>				
		入場料を徴収する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合		<u>4,400 円</u>	<u>5,500 円</u>	<u>8,800 円</u>	入場料を徴収する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合		<u>4,320 円</u>	<u>5,400 円</u>	<u>8,640 円</u>		
			文化的催物に使用する場 合		<u>5,500 円</u>	<u>11,000 円</u>	<u>16,500 円</u>		文化的催物に使用 する場 合		<u>5,400 円</u>	<u>10,800 円</u>	<u>16,200 円</u>		
	その他の場合		<u>11,000 円</u>	<u>16,500 円</u>	<u>27,500 円</u>	その他の場合			<u>10,800 円</u>	<u>16,200 円</u>	<u>27,000 円</u>				

改正後						改正前					
一部 使用	小中高児童生徒	1人	30円	40円		一部 使用	小中高児童生徒	1人	30円	40円	—
	一般社会人	1人	40円	60円	110円		一般社会人	1人	40円	60円	110円
ステージ			<u>690円</u>	<u>930円</u>	<u>1,150円</u>	ステージ			<u>650円</u>	<u>870円</u>	<u>1,080円</u>

※ ( ) 書は、1時間当たり使用料

備考1 1時間当たりをもって使用料を算定する場合には、同一使用時間帯区分における定額使用料の額と比較して、いずれか低い額を使用料の額とする。

2 2以上の使用時間帯区分にわたるときは、それぞれの使用料の額を合算する。

3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。また、1時間に満たない端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

4 入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき(会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、整理料を徴収する場合その他これらに準ずる場合)は、入場料を徴収するとみなして、使用料を徴収する。商業宣伝その他営利等を目的とする催物を行うときも同様とする。これらの場合におけるステージの使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。ただし、会費を徴収する団体であっても自らの健康増進及び教養を高めることを目的とする市民による同好会組織については、この限りでない。

5 ホールは、2分の1に区切って使用できるものとし、使用時間の区分に応じて定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

※ ( ) 書は、1時間当たり使用料

備考1 1時間当たりをもって使用料を算定する場合には、同一使用時間帯区分における定額使用料額と比較して、いずれか低いほうを使用料額とする。

2 2以上の使用時間帯区分にわたるときは、第6項に定める場合を除き、それぞれの使用料額を合算する。

3 本市住民以外の使用者が使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に3割を乗じて得た額を加算した額とする。

4 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

5 超過時間は、1時間(1時間に満たない端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、午前中の使用許可の場合は使用料の3分の1その他の場合は使用料の4分の1を加算する。一部使用の場合は、超過時間1時間当たり小中高児童生徒は20円その他は30円を加算す

改正後					改正前																																																				
<p>別表第2（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間 区分</th> <th>午前8時30分 から正午まで</th> <th>正午から午 後5時まで</th> <th>午後5時か ら午後10時 まで</th> <th>午前8時30分 から午後10時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人研修室 (和室)</td> <td>1,150円</td> <td>1,620円</td> <td>2,310円</td> <td>4,620円</td> </tr> <tr> <td>高齢者研修室 (和室)</td> <td>1,150円</td> <td>1,620円</td> <td>2,310円</td> <td>4,620円</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>570円</td> <td>810円</td> <td>1,150円</td> <td>2,310円</td> </tr> <tr> <td>大会議室兼視聴 覚室</td> <td>2,310円</td> <td>3,240円</td> <td>4,620円</td> <td>9,240円</td> </tr> </tbody> </table>					使用時間 区分	午前8時30分 から正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで	婦人研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円	高齢者研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円	青年研修室	570円	810円	1,150円	2,310円	大会議室兼視聴 覚室	2,310円	3,240円	4,620円	9,240円	<p>る。</p> <p>6 入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、整理料を徴収する場合その他これらに準ずる場合）は、入場料を徴収するとみなして、使用料を徴収する。商業宣伝その他営利等を目的とする催物を行うときも同様とする。これらの場合、ステージについては、上表に掲げる使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、会費を徴収する団体であっても自らの健康増進及び教養を高めることを目的とする市民による同好会組織についてはこの限りでない。</p> <p>7 2団体が同時に使用する場合は、それぞれの使用区分に応じ上表に掲げる使用料の2分の1額とする。</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間 区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前か ら午後 まで</th> <th>午後か ら夜間 まで</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人研修室 (和室)</td> <td>1,080円</td> <td>1,520円</td> <td>2,160円</td> <td>2,600円</td> <td>3,680円</td> <td>4,320円</td> </tr> <tr> <td>高齢者研修室 (和室)</td> <td>1,080円</td> <td>1,520円</td> <td>2,160円</td> <td>2,600円</td> <td>3,680円</td> <td>4,320円</td> </tr> </tbody> </table>							使用時間 区分	午前	午後	夜間	午前か ら午後 まで	午後か ら夜間 まで	全日	婦人研修室 (和室)	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円	高齢者研修室 (和室)	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円
					使用時間 区分	午前8時30分 から正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで																																																
婦人研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円																																																					
高齢者研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円																																																					
青年研修室	570円	810円	1,150円	2,310円																																																					
大会議室兼視聴 覚室	2,310円	3,240円	4,620円	9,240円																																																					
使用時間 区分	午前	午後	夜間	午前か ら午後 まで	午後か ら夜間 まで	全日																																																			
婦人研修室 (和室)	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円																																																			
高齢者研修室 (和室)	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円																																																			

改正後					改正前						
中会議室	<u>1,150円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,310円</u>	<u>4,620円</u>	青年研修室	<u>540円</u>	<u>760円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,160円</u>
小会議室	<u>570円</u>	<u>810円</u>	<u>1,150円</u>	<u>2,310円</u>	大会議室兼視聴覚室	<u>2,160円</u>	<u>3,030円</u>	<u>4,320円</u>	<u>5,190円</u>	<u>7,350円</u>	<u>8,640円</u>
講座室	<u>570円</u>	<u>810円</u>	<u>1,150円</u>	<u>2,310円</u>	中会議室	<u>1,080円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,680円</u>	<u>4,320円</u>
調理室	<u>1,150円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,310円</u>	<u>4,620円</u>	小会議室	<u>540円</u>	<u>760円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,160円</u>
ふれあいルーム	<u>1,150円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,310円</u>	<u>4,620円</u>	講座室	<u>540円</u>	<u>760円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,160円</u>
					調理室	<u>1,080円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,680円</u>	<u>4,320円</u>
					資料展示室	<u>1,080円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,680円</u>	<u>4,320円</u>
						一部使用の場合は半額					
					図書室兼児童室	会議又は会議に準ずる使用に限る。					
						<u>540円</u>	<u>760円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,160円</u>
					玄関小ホール	<u>540円</u>	<u>760円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,160円</u>
備考1 <u>入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>					備考1 <u>入場料を徴収する場合又は商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に10割を乗じて得た額を加算した額とする。</u>						
2 <u>商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</u>					2 <u>冷暖房装置を使用するときの使用料は、上表に掲げる使用料に、次の数を乗じて得た額を加算する。</u>						
					<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{40}{100}</math>           (1) 冷房         </div> <div style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{20}{100}</math>           (2) 暖房         </div> </div>						
					3 <u>前2項に掲げるほか、本表の適用に当たっては別表第1の備考第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。</u>						

議案第14号

鹿屋市文化会館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市文化会館条例の一部改正について  
 鹿屋市文化会館条例の一部を次のように改正する。  
 令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市文化会館条例の一部を改正する条例  
 鹿屋市文化会館条例（平成18年鹿屋市条例第204号）の一部を次のように改正する。  
 別表(1) 施設使用料の表を次のように改める。

(1) 施設使用料

施設名称、区分		使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	11,550円	17,320円	23,100円	27,800円	39,350円	49,620円
		土・日 休日	13,900円	20,850円	27,800円	33,470円	47,370円	61,170円
	入場料を徴収する場合	平日	19,670円	30,050円	37,480円	47,370円	67,050円	84,270円
		土・日 休日	23,100円	35,820円	45,120円	56,570円	80,850円	101,700円
リハーサル室			1,150円	1,730円	1,730円	2,880円	3,460円	4,620円
楽屋			1号室・570円 2号室・810円 3号室・1,150円 5号室・810円 6号室・810円					
浴室			1回1室につき 550円					

別表(2) 設備等使用料の表中「3,240円」を「3,300円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表備考8中「1,080円」を「1,150円」に改め、同表備考に次のように加える。

10 備考7の規定により使用時間を延長する場合において、冷房装置又は暖房装置を使用するときは、当該使用時間を延長する際に備考7により算定した使用料に、備考7で掲げる使用時間の場合に応じ、備考9に定める冷房料又は暖房料の使用時間の区分の額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を使用料として徴収する。

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の鹿屋市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前										
○鹿屋市文化会館条例 平成 18 年 1 月 1 日 条例第 204 号 別表 (第 9 条関係) <u>(1) 施設使用料</u>								○鹿屋市文化会館条例 平成 18 年 1 月 1 日 条例第 204 号 別表 (第 9 条関係) <u>(1) 施設使用料</u>										
施設の使用時間			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	施設の使用時間			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
ホ ニ ル	入場料を徴収しない場合	平日	11,550 円	17,320 円	23,100 円	27,800 円	39,350 円	49,620 円	ホ ニ ル	入場料を徴収しない場合	平日	10,800 円	16,200 円	21,600 円	26,000 円	36,800 円	46,400 円	
		土・日 休日	13,900 円	20,850 円	27,800 円	33,470 円	47,370 円	61,170 円			土・日 休日	13,000 円	19,500 円	26,000 円	31,300 円	44,300 円	57,200 円	
	入場料を徴収する場合	平日	19,670 円	30,050 円	37,480 円	47,370 円	67,050 円	84,270 円	ホ ニ ル	入場料を徴収する場合	平日	18,400 円	28,100 円	36,800 円	44,300 円	62,700 円	78,800 円	
		土・日 休日	23,100 円	35,820 円	45,120 円	56,570 円	80,850 円	101,700 円			土・日 休日	21,600 円	33,500 円	44,300 円	52,900 円	75,600 円	95,100 円	
	リハーサル室			1,150 円	1,730 円	1,730 円	2,880 円	3,460 円	4,620 円	リハーサル室			1,080 円	1,620 円	1,620 円	2,700 円	3,240 円	4,320 円
	楽屋			1号室・570円 2号室・810円 3号室・1,150円 5号室・810円 6号室・810円					楽屋			1号室・540円 2号室・760円 3号室・1,080円 5号室・760円 6号室・760円						
浴室			1回1室につき 550円					浴室			1回1室につき 540円							

改正後			改正前		
(2) 設備等使用料			(2) 設備等使用料		
設備等の名称	単位	使用料	設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	3,300円以内で教育委員会が定める額	舞台大小道具	1回1点につき	3,240円以内で教育委員会が定める額
楽器	1回1点につき	8,800円以内で教育委員会が定める額	楽器	1回1点につき	8,640円以内で教育委員会が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	2,200円以内で教育委員会が定める額	舞台照明器具	1回1点につき	2,160円以内で教育委員会が定める額
音響関係器具	1回1点につき	3,300円以内で教育委員会が定める額	音響関係器具	1回1点につき	3,240円以内で教育委員会が定める額
<p>備考1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</p> <p>3 (1)施設使用料に定める浴室の使用料及び(2)設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。</p> <p>4 使用者がホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合をいう。）及び営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。</p> <p>5 リハーサル室をリハーサル又は楽屋として使用する以外の場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるリハーサル室のそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>6 舞台準備、舞台練習等（ホールを使用して催物等を行う場合に限る。）のため舞台のみを使用する場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるホールのそれぞれの使用料の額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p>7 使用許可の変更許可を受けてホール及びリハーサル室の使用時間を延長しようとする場合は1時間以内に限ることとし、その使用料は、次に掲げるとお</p>			<p>備考1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</p> <p>3 (1)施設使用料に定める浴室の使用料及び(2)設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。</p> <p>4 使用者がホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合をいう。）及び営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。</p> <p>5 リハーサル室をリハーサル又は楽屋として使用する以外の場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるリハーサル室のそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>6 舞台準備、舞台練習等（ホールを使用して催物等を行う場合に限る。）のため舞台のみを使用する場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるホールのそれぞれの使用料の額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p>7 使用許可の変更許可を受けてホール及びリハーサル室の使用時間を延長しようとする場合は1時間以内に限ることとし、その使用料は、次に掲げるとお</p>		

改正後	改正前
<p>りとする。</p> <p>(1) 正午から午後1時までの場合 午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 午後10時以降の場合 延長1時間ごとに午後6時から午後10時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>8 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）ごとに<u>1,150円</u>の使用料を徴収する。</p> <p>9 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、(1)施設使用料に定める施設のそれぞれの使用料の額に、次に定める冷房料又は暖房料を加算した額を使用料として徴収する。</p>	<p>りとする。</p> <p>(1) 正午から午後1時までの場合 午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 午後10時以降の場合 延長1時間ごとに午後6時から午後10時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>8 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）ごとに<u>1,080円</u>の使用料を徴収する。</p> <p>9 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、(1)施設使用料に定める施設のそれぞれの使用料の額に、次に定める冷房料又は暖房料を加算した額を使用料として徴収する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>10 備考7の規定により使用時間を延長する場合において、冷房装置又は暖房装置を使用するときは、当該使用時間を延長する際に備考7により算定した使用料に、備考7で掲げる使用時間の場合に応じ、備考9に定める冷房料又は暖房料の使用時間の区分の額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を使用料として徴収する。</u></p>	<p>して徴収する。</p>

議案第15号

鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公民館条例第6条に基づく委員を新たに委嘱したいため、本案を提出する。

鹿屋市公民館運営審議会委員名簿（平成30年度～令和元年度）

1 本人申出による解嘱委員（鹿屋市公民館条例第6条の2）

（解嘱日 令和元年7月21日）

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	前田 利雄	鹿屋市高齢者クラブ連合会	鹿屋市高齢者クラブ連合会 副会長	平成30年7月1日 ～令和元年7月21日	解職

2 委員の解嘱に伴う補欠委員（鹿屋市公民館条例第6条の2）

（任期：令和元年7月22日～令和2年6月30日（前任者残任期間））

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
2	平山 昂一	鹿屋市高齢者クラブ連合会	鹿屋市高齢者クラブ連合会 副会長	令和元年7月22日 ～令和2年6月30日	補欠

鹿屋市公民館運営審議会委員（平成30年度～令和元年度）

番号	区分	氏名	役職	所属	任期	備考
1	学校教育関係	平岡 大介	笠野原小学校長	市小中学校長協会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
2		吉井 健	信愛幼稚園園長	市幼稚園協会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
3	家庭教育関係	市来 洋志	副会長	市PTA連絡協議会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
4		福元 尚美	スクールソーシャルワーカー	子育て支援関係者	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
5	社会教育関係団体	宮下 恵子	会長	市子ども会育成連絡協議会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
6		新牛込 司	会員	市青年団連絡協議会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
7		増満 房子	会長	市地域婦人団体連絡協議会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
8		<b>平山 昂一</b>	<b>副会長</b>	<b>市高齢者クラブ連合会代表</b>	<b>令和元年7月22日</b> <b>～令和2年6月30日</b>	<b>新規</b>
9		味吉 成男	副会長	市町内会連絡協議会代表	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
10		小園 幸作	育成部会長	地区生涯学習推進協議会代表 (鹿屋)	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
11		河野 良幸	会長	地区生涯学習推進協議会代表 (串良)	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
12	学識経験者	北村 尚浩	准教授	鹿屋体育大学准教授（生涯スポーツ）	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
13		岩山 益男	会員	市退職校長会代表（推薦）	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
14		堀之内 節子	市民講座講師	市民講座、同好会講師代表（吾平）	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	
15		徳丸 すみ子	同好会講師	市民講座、同好会講師代表（輝北）	平成30年7月1日 ～令和2年6月30日	

○ 任期 2年（平成30年7月1日～令和2年6月30日）

○ 定数 15人

○ 開催回数 年2回

○ 開催時期 1回目（7月） 2回目（2月）

議案第16号

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立学校給食センター条例第5条に基づく学校給食センター運営委員会委員を新たに委嘱したいため、本案を提出する。

## 令和元年度 鹿屋市立南部学校給食センター運営委員

任期期間：令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	福井 久善	鹿屋市立東原小学校長	第12条第1項第1号
2	下曾山 隆	鹿屋市立大黒小学校長	第12条第1項第1号
3	別府 浩	鹿屋市立南小学校長	第12条第1項第1号
4	安楽 省吾	鹿屋市立花岡学園校長	第12条第1項第1号
5	廣森 丈太郎	鹿屋市立寿小学校長	第12条第1項第1号
6	窪田 智司	鹿屋市立高隈中学校長	第12条第1項第1号
7	釘本 隆洋	鹿屋市立大始良小学校長	第12条第1項第1号
8	浅井 恵理	鹿屋市立東原小学校PTA代表	第12条第1項第2号
9	辻 さやか	鹿屋市立大黒小学校PTA代表	第12条第1項第2号
10	深堀 智子	鹿屋市立南小学校PTA代表	第12条第1項第2号
11	中園 真夕美	鹿屋市立花岡学園PTA代表	第12条第1項第2号
12	平峯 律子	鹿屋市立寿小学校PTA代表	第12条第1項第2号
13	大松 隼人	鹿屋市立高隈中学校PTA代表	第12条第1項第2号
14	村岡 美代子	鹿屋市立大始良小学校PTA代表	第12条第1項第2号
15	長島 未央子	鹿屋体育大学 講師 管理栄養士	第12条第1項第3号
16	森菌 敏博	薬剤師	第12条第1項第3号
17	久木田 智之	鹿屋保健所 衛生・環境課長	第12条第1項第3号
18	木元 陽子	鹿屋市役所 健康増進課 保健師	第12条第1項第3号

1号委員・・・学校長 2号委員・・・PTA代表者が推薦 3号委員・・・学識経験者等

## 令和元年度 鹿屋市立輝北学校給食センター運営委員

任期期間：令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	<u>西村 新</u>	<u>鹿屋市立輝北小学校長</u>	<u>第12条第1項第1号</u>
2	前野 俊浩	鹿屋市立輝北中学校長	第12条第1項第1号
3	<u>弘田 学</u>	<u>鹿屋市立輝北小学校PTA代表</u>	<u>第12条第1項第2号</u>
4	<u>吉水 直美</u>	<u>鹿屋市立輝北中学校PTA代表</u>	<u>第12条第1項第2号</u>
5	<u>安藤 優香</u>	<u>鹿屋市立輝北小学校給食担当者</u>	<u>第12条第1項第3号</u>
6	<u>竹中 悦子</u>	<u>鹿屋市立輝北中学校給食担当者</u>	<u>第12条第1項第3号</u>
7	竹下 光政	鹿屋市民生委員・児童委員	第12条第1項第3号
8	高田 文美	管理栄養士	第12条第1項第3号

1号委員…学校長 2号委員…PTA代表者が推薦 3号委員…学識経験者等

## 令和元年度 鹿屋市立串良学校給食センター運営委員

任期期間:令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	小倉 康夫	鹿屋市立細山田小学校長	第12条第1項第1号
2	福島 慎一	鹿屋市立細山田中学校長	第12条第1項第1号
3	鎌田 卓生	鹿屋市立上小原小学校長	第12条第1項第1号
4	徳永 虎三郎	鹿屋市立上小原中学校長	第12条第1項第1号
5	<u>福留 憲一</u>	<u>鹿屋市立串良小学校長</u>	<u>第12条第1項第1号</u>
6	本村 安弘	鹿屋市立串良中学校長	第12条第1項第1号
7	<u>仮屋園 幸恵</u>	<u>鹿屋市立細山田小学校PTA副会長</u>	<u>第12条第1項第2号</u>
8	江藤 秀樹	鹿屋市立細山田中学校PTA会長	第12条第1項第2号
9	<u>野元 昭彦</u>	<u>鹿屋市立上小原小学校PTA会長</u>	<u>第12条第1項第2号</u>
10	<u>井手 梨花</u>	<u>鹿屋市立上小原中学校PTA副会長</u>	<u>第12条第1項第2号</u>
11	東倉 晃	鹿屋市立串良小学校PTA会長	第12条第1項第2号
12	<u>中島 綾奈</u>	<u>鹿屋市立串良中学校PTA副会長</u>	<u>第12条第1項第2号</u>
13	<u>満木 遥</u>	<u>鹿屋市立細山田中学校給食担当者</u>	<u>第12条第1項第3号</u>
14	<u>福元 梓</u>	<u>鹿屋市立上小原小学校給食担当者</u>	<u>第12条第1項第3号</u>
15	<u>外西 安理</u>	<u>鹿屋市立串良中学校給食担当者</u>	<u>第12条第1項第3号</u>
16	下 蘭 千恵子	民生委員・児童委員	第12条第1項第3号
17	藤崎 能子	薬剤師	第12条第1項第3号
1号委員…学校長 2号委員…PTA代表者が推薦 3号委員…学識経験者等			

## 令和元年度 鹿屋市立吾平学校給食センター運営委員

任期期間：令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	深川 光久	鹿屋市立吾平小学校長	第12条第1項第1号
2	中村 成美	鹿屋市立鶴峰小学校長	第12条第1項第1号
3	岩屋 芳文	鹿屋市立下名小学校長	第12条第1項第1号
4	藏菌 孝一	鹿屋市立吾平中学校長	第12条第1項第1号
5	門田 賢	鹿屋市立吾平小学校PTA副会長	第12条第1項第2号
6	安達 正	鹿屋市立下名小学校PTA会長	第12条第1項第2号
7	木浦 道春	鹿屋市立鶴峰小学校PTA会長	第12条第1項第2号
8	兒島 依里奈	鹿屋市立吾平中学校PTA副会長	第12条第1項第2号
9	藤原 真琴	鹿屋市立鶴峰小学校給食担当者	第12条第1項第3号
10	瀬戸山 修子	鹿屋市立吾平小学校給食担当者	第12条第1項第3号
11	美坂 佐和子	鹿屋市立吾平中学校給食担当者	第12条第1項第3号
12	井料 忠久	学校薬剤師	第12条第1項第3号
13	田野邊 淳子	吾平地区民生委員児童委員協議会会長	第12条第1項第3号

1号委員…学校長 2号委員…PTA代表者が推薦 3号委員…学識経験者等

議案第17号

鹿屋市指定文化財「諏訪両神社古木」(もみの木)の一部解除について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年6月12日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市指定文化財「諏訪両神社の古木」の「イチョウ」、「モミ」、「イヌマキ」のうち「モミ」が立枯れし伐採したので、「モミ」だけを一部指定解除する必要があるため、本案を提出する。

名 称	諏訪両神社の古木（もみの木）
種 別	天然記念物
所 在 地	鹿屋市輝北町百引
所 有 者	鹿児島県神社庁 鹿児島県照国町19-20
管 理 責 任 者	諏訪両神社 氏子総代 米重利美
概 要	永禄元年 1558 年建立祭神事代主命・建御名命で昔より出陣の神としてあがめられ樹齢 400 年を経た大樹である。 特徴 大もみ 胸高囲 4m75cm 高さ 32m80cm として、昭和 56 年 12 月 16 日に指定されている。 (指定書より抜粋) 【参考】 銀杏 高さ約 19.8m いぬまき 高さ 22m
現 状	氏子等により伐採済。【平成 31 年 2 月 28 日、電話にて報告あり】平成 30 年 6 月に発生した、台風 6 号の災害調査時に、異常を確認し、平成 30 年 7 月 13 日に、樹木医 高岡亮蔵氏に調査を依頼したところ、立ったまま、枯れていると診断結果を得た。
指定解除の理由	樹木医の診断結果により、枯死している旨報告があり、平成 30 年 12 月 14 日の審議会において報告し、伐採後に指定解除をする事です承済。今回、氏子代表等により伐採終了（平成 31 年 2 月 27 日（水）岩崎産業により伐採）の報告があったことから、指定解除するものである。
樹 木 医 診 断 結 果	樹木医 高岡亮蔵氏によると、枯死しているとのこと。 (平成 30 年 7 月 13 日 樹木医 高岡亮蔵氏より)
備 考	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red;">伐採前</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p style="color: red;">現状写真</p> </div> </div>
定例教育委員会への文化財センター一案	諏訪両神社の古木（いぬまき・銀杏・もみの木 昭和 56 年 12 月 16 日に指定）の内 「もみの木」は、立枯れている状況で高さ約 32m80cm と、巨木であることから、何時倒木してもおかしくない状況であった。また、隣接する「銀杏」・「いぬまき」の他の指定文化財を破損する恐れもあったことから、本来ならば、教育委員会に答申の後、指定解除の許可を得て、切断しなければならなかったところ、市民の安全安心及び残り 2 本の指定文化財を保全するために苦渋の判断ではあったが、指定解除前に切断することになった。鹿屋市文化財保護審議会でも平成 30 年 12 月 14 日の審議会において報告し、伐採後に指定解除をする事です承済。今回、氏子代表等により伐採終了の報告があったことから、一部（もみの木）を指定解除するものです。

報告 (1) 鹿屋市教育振興基本計画の策定について

※資料は当日配布

報告 (2) 鹿屋市生涯学習基本構想の策定について

※資料は当日配布

報告 (3) 高須地区住民との意見交換会の実施について

※高須地区住民との意見交換会について結果概要を説明

※高須地区住民との意見交換会について結果概要を説明

報告 (4) 串良地区公民館のあり方について

1 現状と課題

	串良公民館	上小原分館	細山田分館
概要	○S46年築：47年経過 ○耐震IS値：0.53 ○H30年利用者：26,527人 ○敷地面積：2140.6㎡	○S54年築：39年経過 ○耐震IS値：0.32 ○H30年利用者：3,161人 ○敷地面積：357.85㎡	○S47年築：46年経過 ○耐震IS値：1.87 ○H30年利用者：8,785人 ○敷地面積：375.12㎡
現状	【公民館機能】 ○会議室 ○講座室 ○別館ホール ○図書室 ○調理室 ○和室 ○陶芸館 ○事務所 ○視聴覚室 【利用】 ○鹿屋寺子屋事業の実施(平成29年6月～) ○投票所 ○町文化祭 ○避難所 ○小学生待機場所 等 ○市民講座、長寿大学、短期講座	【公民分館機能】 ○事務所 ○和室 ○講座室 ○調理室 ○会議室 ○広場 【利用】 ○投票所 ○避難所 ○市民税等申告会場 ○校区体協、子ども会 ○校区グラウンドゴルフ大会 ○スポーツ少年団 ○バンド 等 ○市民講座、長寿大学、短期講座	【公民分館機能】 ○事務所 ○和室 ○講座室 ○調理室 ○会議室 ○広場 【利用】 ○投票所 ○避難所 ○市民税等申告会場 ○校区体協、子ども会 ○空手 ○創作舞踊 ○フラダンス 等 ○市民講座、長寿大学、短期講座
課題	○耐震 IS値0.53 ○老朽化(築47年) 雨水等の漏水 ○耐震補強工事 多額の財源 (1億3,000万円)	○耐震 IS値0.32 ○老朽化(築39年) ○耐震補強工事 多額の費用 ○グラウンドゴルフ利用方法(広場)	○老朽化(築46年) ○分館に代わる代替施設がない。

2 基本方針(案)

- ◎ 串良地区3公民館については、耐震状況等から下記のとおり見直しを図る。
- (1) 串良公民館
- 令和2年から公民館機能を串良ふれあいセンターに移転する。
  - 令和元年は、市民講座、同好会等の一部を串良ふれあいセンターに移転する。
  - 現串良公民館は令和2年から使用せず、今後関係課等と協議し、「倉庫利用か」、「解体か」を決めていく。
- (2) 上小原分館
- 令和2年から公民館機能を串良農村環境改善センターに移転する。
  - 現上小原分館は令和2年から使用せず、今後近隣町内会または校区等と協議し、譲渡・貸付か解体とする。
- (3) 細山田分館
- 建物の安全性が確保されていることから現状維持とする。

3 利用者等への説明

館名	期日	会合等	説明内容等
串良公民館	5月13日(月)	地元市議会議員への説明	○耐震化等安全面の配慮から市民講座・同好会活動が一部ふれあいセンターへ移転すること
	5月21日(火)	市民講座開講式(串良公民館、上小原分館、細山田分館利用者)	
	5月22日(水)	生涯学習推進協議会総会(串良地区)	
上小原分館	5月13日(月)	地元市議会議員への説明	○令和2年度から耐震化等安全面の配慮から串良農村環境改善センターへ移転すること
	5月21日(火)	市民講座開講式(串良公民館、上小原分館、細山田分館利用者)	
	5月29日(水)	生涯学習推進協議会総会(上小原地区)	

4 今後のスケジュール

- (1) 条例改正案策定(市公民館条例、串良ふれあいセンター条例) 定教付議(11月) 議員説明(12月)
- (2) 関係課等協議 住民説明(6月～10月)

報告 (5) 南部学校給食センター及び鹿屋東中学校給食調理業務等委託契約の方針について

1 目的

南部学校給食センター調理配送等業務委託契約及び鹿屋東中学校給食調理業務委託契約が、本年7月31日を以って満了となるため、新たな契約を行うもの。

2 対象業務

- (1) 南部学校給食センター調理配送等業務
- (2) 鹿屋東中学校給食調理業務

3 予算額

(款)教育費 (項)保健体育費 (目)学校給食費 (節)委託料

- (1) 南部学校給食センター給食に要する経費(鹿屋)  
3年長期継続契約

- (2) 学校給食に要する経費(共通)  
2年長期継続契約

4 今回契約の方針

指名型プロポーザル方式(選定委員会設置)

- (1) プレゼンテーション・ヒヤリングの実施 → 順位付け
- (2) 第1位業者と随意契約

5 スケジュール

○指名委員会(6月上旬)



○プロポーザル実施・選定委員会(7月上旬)



○契約(7月下旬)



○定例教育委員会報告(8月)

報告 (6) 鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について

議案第30号

鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について  
 鹿屋市市民交流センター条例の一部を次のように改正する。  
 令和元年6月14日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市市民交流センター条例の一部を改正する条例  
 鹿屋市市民交流センター条例（平成18年鹿屋市条例第236号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1項を次のように改める。

1 情報プラザの施設使用料

使用時間		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	
施設の名称、区分					
情報ホール		1時間につき		2,200円	
映像ホール	常設上映観覧	大人1人1回		200円	
	年間観覧券	大人1人1年間		1,000円	
	専用使用	1時間につき		2,090円	
パソコン学習室	専用使用	1,570円	2,620円	2,620円	
	一部使用	1人1時間につき		110円	
IT研修室	専用使用	1,650円	2,750円	2,750円	
	一部使用	1人1時間につき		110円	
情報編集室	専用使用	1,570円	2,620円	2,620円	
	一部使用	1人1時間につき		110円	
インターネットコーナー		1人30分につき110円。ただし、使用開始後30分までは無料			
情報研修室	全室使用	3,300円	5,500円	5,500円	
	区分使用	A室	1,980円	3,300円	3,300円
		B室	1,320円	2,200円	2,200円

- 備考 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。  
 2 情報ホールの使用は、使用者が、入場料を徴収せず、イベント等を開催する場合で、市長等が許可した場合に限る。  
 3 大人とは18歳以上の者で、高校生以外のものをいう。  
 4 年間観覧券の有効期間は、使用料の納付の日から起算して1年間とする。  
 5 小学校に就学するまでの者が映像ホールを観覧する場合は、保護者同伴を必要とする。  
 6 映像ホールの専用使用は、10人以上の団体が使用する場合で、市長等が許可した場合に限る。  
 7 パソコン学習室は、2分の1に区切って使用できるものとし、2分の1の部分の使用料については、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。  
 8 使用者が入場者から入場料等（入場料その他これに準ずる費用の負担を

いう。)を徴収して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額を加算する。

9 パソコン学習室、IT研修室及び情報編集室を、使用許可の変更許可を受けて使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該超過した時間又は繰り上げた時間の使用料の額は、1時間550円とする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。

10 設備等使用料は、規則で定める。

別表第3項中「780円」を「790円」に改める。

別表第4項第1号を次のように改める。

(1) 施設使用料

ア ホール、楽屋等

施設の名称、区分		使用時間	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	
		ホール	入場料を徴収 しない又は 500円未満の 入場料を徴収 する場合	平日	6,600円	13,260円	16,800円	19,890円	29,730円
土・ 日・休 日	7,920円			15,170円	20,160円	23,840円	34,010円	42,240円	
500円以上 1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	平日		9,900円	18,940円	25,150円	28,310円	42,470円	50,720円	
	土・ 日・休 日		11,400円	22,710円	30,250円	34,010円	50,920円	60,390円	
1,000円以上 3,000円未満 の入場料を徴 収する場合	平日		11,400円	22,710円	30,250円	34,010円	50,920円	60,390円	
	土・ 日・休 日		13,540円	27,190円	36,150円	40,740円	61,110円	72,410円	
3,000円以上 の入場料を徴 収する場合	平日		12,620円	25,150円	33,610円	37,780円	56,620円	67,120円	
	土・ 日・休 日		15,170円	30,250円	40,230円	45,320円	67,930円	80,460円	
楽屋 1				440円	550円	550円	990円	1,100円	1,320円
楽屋 2				330円	440円	440円	770円	880円	1,100円
楽屋 3				330円	440円	440円	770円	880円	1,100円
くつろぎコーナー 1				210円	310円	310円	530円	630円	770円
くつろぎコーナー 2			330円	440円	440円	770円	880円	1,100円	

備考 1 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。

2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

3 営利等を目的として使用する場合は、それぞれの使用料の額に100パーセントを乗じて得た額を加算する（ホールを使用する場合は、入場料を徴収しない又は500

円未満の入場料を徴収する場合)。

- 4 舞台練習等のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、ホールのそれぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。また、舞台準備のための使用料は、ホールのそれぞれの使用料の額に40パーセントを乗じて得た額とする。
- 5 使用時間の変更許可を受けて、使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、次に掲げるとおりとする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
  - (1) 午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時までの場合  
午前9時から正午までの使用料の額に20パーセントを乗じて得た額
  - (2) 午後5時から午後6時までの場合  
午後1時から午後5時までの使用料の額に20パーセントを乗じて得た額
- 6 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、次に定める使用料を加算した額を徴収する。

施設名	区分	使用料	
ホール	冷房	1時間につき	720円
	暖房	1時間につき	1,030円

#### イ 研修室等

施設の名称、区分	使用時間	午前9時から	正午から午後	午後5時から
		正午まで	5時まで	午後10時まで
リハーサル室		1,100円	2,060円	2,060円
練習室		770円	1,360円	1,360円
ギャラリー		4,400円	5,720円	7,920円
アトリエ（絵画・ 工芸）	専用使用	880円	2,060円	2,060円
	一部使用	1人1時間につき		110円
研修室1		660円	960円	960円
研修室2		330円	550円	550円
研修室3		440円	690円	690円
茶室		770円	1,100円	1,100円
和室		770円	1,100円	1,100円
調理室		1,040円	2,090円	2,090円
ミニシアター		2,090円	3,930円	5,240円
フリールーム		660円	960円	1,100円

- 備考1 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 営利等を目的として使用する場合は、それぞれの使用料の額に100パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 4 ギャラリーの一部を使用する場合は、それぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。
- 5 使用時間の変更許可を受けて、午前8時から午前9時までの間に使用する場合は、上表の午前9時から正午までの欄に掲げる使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、繰り上げた時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
- 6 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、次に定める使用料を加算した額を徴収する。

施設名	区分	使用料	
ギャラリー	冷房	1時間につき	310円
	暖房	1時間につき	310円

別表第4項第2号中「5,150円」を「5,500円」に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の鹿屋市市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

使用料見直し方針並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市市民交流センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前								
○鹿屋市市民交流センター条例 平成 18 年 6 月 30 日 条例第 236 号				○鹿屋市市民交流センター条例 平成 18 年 6 月 30 日 条例第 236 号								
別表 (第 14 条関係)				別表 (第 14 条関係)								
1 情報プラザの施設使用料				1 情報プラザの施設使用料								
使用時間		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	使用時間	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	正午から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
施設の名称、区分					施設の名称、区分							
情報ホール		1 時間につき		2,200 円	情報ホール		1 時間につき		2,060 円			
映像ホニール	常設上映観覧	大人 1 人 1 回		200 円	映像ホニール	常設上映観覧	大人 1 人 1 回		110 円			
	年間観覧券	大人 1 人 1 年間		1,000 円		年間観覧券	大人 1 人 1 年間		520 円			
	専用使用	1 時間につき		2,090 円		専用使用	1 時間につき		2,060 円			
パソコン学習室	専用使用	1,570 円	2,620 円	2,620 円	パソコン学習室	専用使用	1,550 円	2,580 円	2,580 円	4,120 円	5,150 円	6,690 円
	二部使用	1 人 1 時間につき		110 円		二部使用	1 人 1 時間につき		110 円			
IT 研修室	専	1,650 円	2,750 円	2,750 円								

改正後					改正前									
	用 使 用				I T 研 修 室	専 用 使 用	<u>1,550円</u>	<u>2,580円</u>	<u>2,580円</u>	<u>4,120円</u>	<u>5,150円</u>	<u>6,690円</u>		
	二 部 使 用	<u>1人1時間につき</u>				二 部 使 用	<u>1人1時間につき</u>						<u>110円</u>	
情 報 編 集 室	専 用 使 用	<u>1,570円</u>	<u>2,620円</u>	<u>2,620円</u>	情 報 編 集 室	専 用 使 用	<u>1,550円</u>	<u>2,580円</u>	<u>2,580円</u>	<u>4,120円</u>	<u>5,150円</u>	<u>6,690円</u>		
	二 部 使 用	<u>1人1時間につき</u>				二 部 使 用	<u>1人1時間につき</u>						<u>110円</u>	
インターネットコーナー		<u>1人30分につき110円。ただし、使用開始後30分までは無料</u>			インターネットコーナー		<u>1人30分につき110円。ただし、使用開始後30分までは無料</u>						<u>1人30分</u>	
情 報 研 修 室	全室使用		<u>3,300円</u>	<u>5,500円</u>	<u>5,500円</u>	情 報 研 修 室	全室使用		<u>3,090円</u>	<u>5,150円</u>	<u>5,150円</u>	<u>8,230円</u>	<u>10,300円</u>	<u>13,400円</u>
	区 分 使 用	A室	<u>1,980円</u>	<u>3,300円</u>	<u>3,300円</u>		区 分 使 用	A室	<u>1,860円</u>	<u>3,090円</u>	<u>3,090円</u>	<u>4,940円</u>	<u>6,180円</u>	<u>8,030円</u>
		B室	<u>1,320円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>			B室	<u>1,240円</u>	<u>2,060円</u>	<u>2,060円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,120円</u>	<u>5,350円</u>

改正後	改正前									
<p><u>備考1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</u></p> <p><u>2 情報ホールの使用は、使用者が、入場料を徴収せず、イベント等を開催する場合で、市長等が許可した場合に限る。</u></p> <p><u>3 大人とは18歳以上の者で、高校生以外のものをいう。</u></p> <p><u>4 年間観覧券の有効期間は、使用料の納付の日から起算して1年間とする。</u></p> <p><u>5 小学校に就学するまでの者が映像ホールを観覧する場合は、保護者同伴を必要とする。</u></p> <p><u>6 映像ホールの専用使用は、10人以上の団体が使用する場合で、市長等が許可した場合に限る。</u></p> <p><u>7 パソコン学習室は、2分の1に区切って使用できるものとし、2分の1の部分の使用料については、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>8 使用者が入場者から入場料等（入場料その他これに準ずる費用の負担をいう。）を徴収して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>9 パソコン学習室、IT研修室及び情報編集室を、使用許可の変更許可を受けて使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該超過した時間又は繰り上げた時間の使用料の額は、1時間550円とする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。</u></p> <p><u>10 設備等使用料は、規則で定める。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1128 194 2101 268"> <tr> <td>用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>備考1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</u></p> <p><u>2 情報ホールの使用は、使用者が、入場料を徴収せず、イベント等を開催する場合で、市長等が許可した場合に限る。</u></p> <p><u>3 大人とは18歳以上の者で、高校生以外のものをいう。</u></p> <p><u>4 年間観覧券の有効期間は、使用料の納付の日から起算して1年間とする。</u></p> <p><u>5 小学校に就学するまでの者が映像ホールを観覧する場合は、保護者同伴を必要とする。</u></p> <p><u>6 映像ホールの専用使用は、10人以上の団体が使用する場合で、市長等が許可した場合に限る。</u></p> <p><u>7 パソコン学習室は、2分の1に区切って使用できるものとし、2分の1の部分の使用料については、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>8 使用者が入場者から入場料等（入場料その他これに準ずる費用の負担をいう。）を徴収して使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>9 パソコン学習室、IT研修室及び情報編集室を、使用許可の変更許可を受けて使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該超過した時間又は繰り上げた時間の使用料の額は、1時間520円とする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。</u></p> <p><u>10 設備等使用料は、規則で定める。</u></p>	用								
用										
<p>2 福祉プラザの施設使用料</p>	<p>2 福祉プラザの施設使用料</p>									
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>									

改正後				改正前				
3 健康スポーツプラザの施設使用料				3 健康スポーツプラザの施設使用料				
施設の名称、区分			使用料	施設の名称、区分			使用料	
フィットネスホール	専用使用（1時間につき）	入場料を徴収しない場合	520円	専用使用（1時間につき）	入場料を徴収しない場合	520円	780円	
		入場料を徴収する場合	790円		入場料を徴収する場合	780円		
	個人使用（1人1時間につき）	児童・生徒	40円	個人使用（1人1時間につき）	児童・生徒	40円	60円	
		その他の者	60円		その他の者	60円		
冷暖房（1時間につき）		310円	冷暖房（1時間につき）		310円			
(略)				(略)				
4 芸術文化学習プラザ				4 芸術文化学習プラザ				
<u>(1) 施設使用料</u>				<u>(1) 施設使用料</u>				
<u>ア ホール、楽屋等</u>				<u>(1) 施設使用料</u>				
使用時間			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
施設の名称、区分								
ホール	入場料を徴収しない又は500円未満	平日	6,600円	13,260円	16,800円	19,890円	29,730円	35,290円
		土・日・休	7,920円	15,170円	20,160円	23,840円	34,010円	42,240円
ホール	入場料を徴収しない又は500円未満	平日	6,180円	12,400円	16,500円	18,600円	27,800円	33,000円
		土・日・休	7,410円	14,900円	19,800円	22,300円	33,400円	39,500円

改正後								改正前								
満の入場料を徴収する場合	日							満の入場料を徴収する場合	日							
500円以上	平日	<u>9,900円</u>	<u>18,940円</u>	<u>25,150円</u>	<u>28,310円</u>	<u>42,470円</u>	<u>50,720円</u>	500円以上	平日	<u>9,260円</u>	<u>18,600円</u>	<u>24,700円</u>	<u>27,800円</u>	<u>41,700円</u>	<u>49,800円</u>	
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土・日・休日	<u>11,400円</u>	<u>22,710円</u>	<u>30,250円</u>	<u>34,010円</u>	<u>50,920円</u>	<u>60,390円</u>	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土・日・休日	<u>11,200円</u>	<u>22,300円</u>	<u>29,700円</u>	<u>33,400円</u>	<u>50,000円</u>	<u>59,300円</u>	
1,000円以上	平日	<u>11,400円</u>	<u>22,710円</u>	<u>30,250円</u>	<u>34,010円</u>	<u>50,920円</u>	<u>60,390円</u>	1,000円以上	平日	<u>11,200円</u>	<u>22,300円</u>	<u>29,700円</u>	<u>33,400円</u>	<u>50,000円</u>	<u>59,300円</u>	
3,000円未満の入場料を徴収する場合	土・日・休日	<u>13,540円</u>	<u>27,190円</u>	<u>36,150円</u>	<u>40,740円</u>	<u>61,110円</u>	<u>72,410円</u>	3,000円未満の入場料を徴収する場合	土・日・休日	<u>13,300円</u>	<u>26,700円</u>	<u>35,500円</u>	<u>40,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>71,100円</u>	

改正後									改正前									
場合									場合									
3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	<u>12,620円</u>	<u>25,150円</u>	<u>33,610円</u>	<u>37,780円</u>	<u>56,620円</u>	<u>67,120円</u>		3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	<u>12,400円</u>	<u>24,700円</u>	<u>33,000円</u>	<u>37,100円</u>	<u>55,600円</u>	<u>65,900円</u>		
	土・日・休日	<u>15,170円</u>	<u>30,250円</u>	<u>40,230円</u>	<u>45,320円</u>	<u>67,930円</u>	<u>80,460円</u>			土・日・休日	<u>14,900円</u>	<u>29,700円</u>	<u>39,500円</u>	<u>44,500円</u>	<u>66,700円</u>	<u>79,000円</u>		
楽屋1		<u>440円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>990円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,320円</u>		リハーサル室		<u>1,030円</u>	<u>1,550円</u>	<u>1,550円</u>	<u>2,580円</u>	<u>3,090円</u>	<u>4,120円</u>		
楽屋2		<u>330円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>770円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>		練習室		<u>720円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,750円</u>	<u>2,060円</u>	<u>2,780円</u>		
楽屋3		<u>330円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>770円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>		楽屋1		<u>420円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>930円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,240円</u>		
くつろぎコーナー1		<u>210円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>530円</u>	<u>630円</u>	<u>770円</u>		楽屋2		<u>310円</u>	<u>420円</u>	<u>420円</u>	<u>720円</u>	<u>830円</u>	<u>1,030円</u>		
くつろぎコーナー2		<u>330円</u>	<u>440円</u>	<u>440円</u>	<u>770円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>		楽屋3		<u>310円</u>	<u>420円</u>	<u>420円</u>	<u>720円</u>	<u>830円</u>	<u>1,030円</u>		
									くつろぎコーナー1		<u>210円</u>	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>520円</u>	<u>620円</u>	<u>720円</u>		
									くつろぎコーナー2		<u>310円</u>	<u>420円</u>	<u>420円</u>	<u>720円</u>	<u>830円</u>	<u>1,030円</u>		
									ギャラリー		<u>4,120円</u>	<u>5,350円</u>	<u>7,410円</u>			<u>16,900円</u>		
									アトリエ 専用		<u>830円</u>	<u>1,550円</u>	<u>1,550円</u>			<u>3,910円</u>		

改正後	改正前						
<p><u>備考1 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。</u></p> <p><u>2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</u></p> <p><u>3 営利等を目的として使用する場合は、それぞれの使用料の額に100パーセントを乗じて得た額を加算する（ホールを使用する場合は、入場料を徴収しない又は500円未満の入場料を徴収する場合）。</u></p> <p><u>4 舞台練習等のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、ホールのそれぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。また、舞台準備のため</u></p>	<u>(<u>絵画・工芸</u>)</u> <u>使用</u>  <u>一部</u> <u>使用</u>						
		<u>1人1時間につき</u> <span style="float: right;"><u>110円</u></span>					
	<u>研修室1</u>	<u>620円</u>	<u>720円</u>	<u>720円</u>			<u>2,060円</u>
	<u>研修室2</u>	<u>310円</u>	<u>420円</u>	<u>420円</u>			<u>1,140円</u>
	<u>研修室3</u>	<u>420円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>			<u>1,440円</u>
	<u>茶室</u>	<u>720円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>			<u>2,370円</u>
	<u>和室</u>	<u>720円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>			<u>2,370円</u>
	<u>調理室</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,650円</u>	<u>1,650円</u>			<u>4,320円</u>
	<u>ミニシアター</u>	<u>2,060円</u>	<u>3,090円</u>	<u>4,120円</u>			<u>9,260円</u>
	<u>フリールーム</u>	<u>620円</u>	<u>720円</u>	<u>830円</u>			<u>2,160円</u>
<p><u>備考1 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。</u></p> <p><u>2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</u></p> <p><u>3 営利等を目的として使用する場合は、それぞれの使用料の額に100パーセントを乗じて得た額を加算する（ホールを使用する場合は、入場料を徴収しない又は500円未満の入場料を徴収する場合）。</u></p> <p><u>4 舞台練習等のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、ホールのそれぞれの使用料の額に50パーセントを乗じて得た額とする。また、舞台準備のための使用料は、ホールのそれぞれの使用料の額に40パーセントを乗じて得た</u></p>							

改正後

の使用料は、ホールのそれぞれの使用料の額に 40 パーセントを乗じて得た額とする。

5 使用時間の変更許可を受けて、使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、次に掲げるとおりとする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とみなす。

(1) 午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時までの場合

午前 9 時から正午までの使用料の額に 20 パーセントを乗じて得た額

(2) 午後 5 時から午後 6 時までの場合

午後 1 時から午後 5 時までの使用料の額に 20 パーセントを乗じて得た額

6 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、次に定める使用料を加算した額を徴収する。

施設名	区分	使用料
ホール	冷房	1 時間につき 720 円
	暖房	1 時間につき 1,030 円

イ 研修室等

施設の名称、区分	使用時間		
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで

改正前

額とする。

5 使用時間の変更許可を受けて、使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、次に掲げるとおりとする。この場合において、超過した時間又は繰り上げた時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とみなす。

(1) 午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時までの場合

午前 9 時から正午までの使用料の額に 20 パーセントを乗じて得た額

(2) 午後 5 時から午後 6 時までの場合

午後 1 時から午後 5 時までの使用料の額に 20 パーセントを乗じて得た額

(3) 午後 10 時以降の場合

延長 1 時間ごとに午後 6 時から午後 10 時までの使用料の額に 30 パーセントを乗じて得た額

施設名	区分	使用料
ホール	冷房	1 時間につき 720 円
	暖房	1 時間につき 1,030 円
ギャラリー	冷房	1 時間につき 310 円
	暖房	1 時間につき 310 円

改正後				改正前			
<u>リハーサル室</u>		<u>1,100 円</u>	<u>2,060 円</u>	<u>2,060 円</u>			
<u>練習室</u>		<u>770 円</u>	<u>1,360 円</u>	<u>1,360 円</u>			
<u>ギャラリー</u>		<u>4,400 円</u>	<u>5,720 円</u>	<u>7,920 円</u>			
<u>アトリエ</u> ( <u>絵画・工</u> <u>芸</u> )	<u>専用</u> <u>使用</u>	<u>880 円</u>	<u>2,060 円</u>	<u>2,060 円</u>			
	<u>一部</u> <u>使用</u>	<u>1人1時間につき 110 円</u>					
<u>研修室 1</u>		<u>660 円</u>	<u>960 円</u>	<u>960 円</u>			
<u>研修室 2</u>		<u>330 円</u>	<u>550 円</u>	<u>550 円</u>			
<u>研修室 3</u>		<u>440 円</u>	<u>690 円</u>	<u>690 円</u>			
<u>茶室</u>		<u>770 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,100 円</u>			
<u>和室</u>		<u>770 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,100 円</u>			
<u>調理室</u>		<u>1,040 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,090 円</u>			
<u>ミニシアター</u>		<u>2,090 円</u>	<u>3,930 円</u>	<u>5,240 円</u>			
<u>フリールーム</u>		<u>660 円</u>	<u>960 円</u>	<u>1,100 円</u>			
<u>備考 1 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。</u>							
<u>2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</u>							

改正後

改正前

3 営利等を目的として使用する場合は、それぞれの使用料の額に 100 パーセントを乗じて得た額を加算する。

4 ギャラリーの一部を使用する場合は、それぞれの使用料の額に 50 パーセントを乗じて得た額とする。

5 使用時間の変更許可を受けて、午前 8 時から午前 9 時までの間に使用する場合は使用料は、上表の午前 9 時から正午までの欄に掲げる使用料に 20 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、繰り上げた時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とみなす。

6 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、次に定める使用料を加算した額を徴収する。

施設名	区分	使用料
<u>ギャラリー</u>	<u>冷房</u>	<u>1 時間につき</u> <u>310 円</u>
	<u>暖房</u>	<u>1 時間につき</u> <u>310 円</u>

改正後			改正前		
(2) 設備等使用料			(2) 設備等使用料		
設備等の名称	単位	使用料	設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具・楽器・舞台照明器具・音響関係器具・陶芸釜	1回1点につき	<u>5,500 円</u> 以内で規則で定める額	舞台大小道具・楽器・舞台照明器具・音響関係器具・陶芸釜	1回1点につき	<u>5,150 円</u> 以内で規則で定める額
備考 設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。ただし、陶芸釜は除く。			備考 設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。ただし、陶芸釜は除く。		

報告 (7) 鹿屋市中学生海外研修事業実施要領の一部改正について

鹿屋市中学生海外研修事業実施要領の一部を改正する要領

鹿屋市中学生海外研修事業実施要領（平成25年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鹿屋市中学校英語暗唱弁論大会」を「鹿屋市中学校英語弁論大会の弁論の分（以下「弁論の部」という。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 鹿屋市から補助金を受けたことがない者

第3条を次のように改める。

第3条 前条第1号に規定する市長が認める者は、次の表に掲げる第1順位から順次に選定するものとする。

優先順位	要件
第1順位	弁論の部の最優秀賞受賞者
第2順位	弁論の部の優秀賞受賞者
第3順位	弁論の部の優良賞受賞者

2 前項の規定により選定された者が辞退その他の理由により海外研修事業に参加しない場合は、弁論の部の出場者のうち、最優秀賞受賞者、優秀賞受賞者及び優良賞受賞者を除く当該出場者の中で最高の得点の者から順次に選定する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

鹿屋市中学生海外研修事業実施要領の一部を改正する規程新旧対照表

正後	改正前
<p>○鹿屋市中学生海外研修事業実施要領</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) <u>鹿屋市中学校英語弁論大会の弁論の分</u> (以下「<u>弁論の部</u>」という。) <u>において</u> 優秀な成績を収めた鹿屋市内に居住する中学生のうち市長が認める者</p> <p>(2) 心身ともに健康である者</p> <p>(3) 鹿屋市教育委員会が指定する海外研修プログラムに参加できる者</p> <p>(4) 事業終了後、鹿屋市立中学校等での体験発表及び鹿屋市、公共的団体等が開催する国際交流事業に積極的に協力又は参加に努めることができる者</p> <p>(5) 保護者が鹿屋市内に居住している者で市税等を滞納していない</p>	<p>○鹿屋市中学生海外研修事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日制定</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 鹿屋市中学校英語<u>暗唱</u>弁論大会において優秀な成績を収めた鹿屋市内に居住する中学生のうち市長が認める者</p> <p>(2) 心身ともに健康である者</p> <p>(3) 鹿屋市教育委員会が指定する海外研修プログラムに参加できる者</p> <p>(4) 事業終了後、鹿屋市立中学校等での体験発表及び鹿屋市、公共的団体等が開催する国際交流事業に積極的に協力又は参加に努めることができる者</p> <p>(5) 保護者が鹿屋市内に居住している者で市税等を滞納していない</p>

正後	改正前																
<p>者</p> <p>(6) <u>鹿屋市から過去に同内容の補助を受けたことがない者</u></p> <p>(選定の優先順位)</p> <p>第3条 <u>前条第1号に規定する市長が認める者は、次の表に掲げる第1順位から順次に選定するものとする。</u></p>	<p>者</p> <p>(選定の優先順位)</p> <p>第3条 <u>市長は、前条第1号に規定する要件について、次の各号に掲げる部門において、当該各号に定める表の優先順位で選定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>弁論の部</u></p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 708 344 804"><u>優先順位</u></th> <th data-bbox="344 708 1173 804"><u>要件</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 804 344 900"><u>第1順位</u></td> <td data-bbox="344 804 1173 900"><u>弁論の部の最優秀賞受賞者</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 900 344 995"><u>第2順位</u></td> <td data-bbox="344 900 1173 995"><u>弁論の部の優秀賞受賞者</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 995 344 1085"><u>第3順位</u></td> <td data-bbox="344 995 1173 1085"><u>弁論の部の優良賞受賞者</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>優先順位</u>	<u>要件</u>	<u>第1順位</u>	<u>弁論の部の最優秀賞受賞者</u>	<u>第2順位</u>	<u>弁論の部の優秀賞受賞者</u>	<u>第3順位</u>	<u>弁論の部の優良賞受賞者</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 708 1361 804"><u>優先順位</u></th> <th data-bbox="1361 708 2190 804"><u>要件</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 804 1361 900"><u>第1順位</u></td> <td data-bbox="1361 804 2190 900"><u>鹿屋市中学校英語弁論大会の最優秀賞受賞者</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 900 1361 1053"><u>第2順位</u></td> <td data-bbox="1361 900 2190 1053"><u>鹿屋市中学校英語弁論大会の優秀賞受賞者のうち最高得点の者</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1053 1361 1209"><u>第3順位</u></td> <td data-bbox="1361 1053 2190 1209"><u>鹿屋市中学校英語弁論大会の優秀賞受賞者のうち2位の得点の者</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>優先順位</u>	<u>要件</u>	<u>第1順位</u>	<u>鹿屋市中学校英語弁論大会の最優秀賞受賞者</u>	<u>第2順位</u>	<u>鹿屋市中学校英語弁論大会の優秀賞受賞者のうち最高得点の者</u>	<u>第3順位</u>	<u>鹿屋市中学校英語弁論大会の優秀賞受賞者のうち2位の得点の者</u>
<u>優先順位</u>	<u>要件</u>																
<u>第1順位</u>	<u>弁論の部の最優秀賞受賞者</u>																
<u>第2順位</u>	<u>弁論の部の優秀賞受賞者</u>																
<u>第3順位</u>	<u>弁論の部の優良賞受賞者</u>																
<u>優先順位</u>	<u>要件</u>																
<u>第1順位</u>	<u>鹿屋市中学校英語弁論大会の最優秀賞受賞者</u>																
<u>第2順位</u>	<u>鹿屋市中学校英語弁論大会の優秀賞受賞者のうち最高得点の者</u>																
<u>第3順位</u>	<u>鹿屋市中学校英語弁論大会の優秀賞受賞者のうち2位の得点の者</u>																
	<p>(2) <u>暗唱の部</u></p>																

正後	改正前	
<p>2 <u>前項の規定により選定された者が辞退その他の理由により海外研修事業に参加しない場合は、弁論の部の出場者のうち、最優秀賞受賞者、優秀賞受賞者及び優良賞受賞者を除く当該出場者の中で最高の得点の者から順次に選定する。</u></p>	優先順位	要件
	第1順位	鹿屋市中学校英語暗唱大会の最優秀賞受賞者
	第2順位	鹿屋市中学校英語暗唱大会の優秀賞受賞者のうち最高得点の者
	第3順位	鹿屋市中学校英語暗唱大会の優秀賞受賞者のうち2位の得点の者
<p>2 <u>前項の規定により選定された者が辞退その他の理由により海外研修事業に参加しない場合は、弁論の部の出場者のうち、最優秀賞受賞者、優秀賞受賞者及び優良賞受賞者を除く当該出場者の中で最高の得点の者から順次に選定する。</u></p>	<p>2 <u>前項に掲げる者が辞退等により海外研修事業に参加しない場合は、鹿屋市中学校英語暗唱弁論大会出場者のうち最優秀賞及び優秀賞を除く生徒の中から暗唱・弁論のそれぞれの部門における高得点順に選定する。</u></p>	